

国 営 計 第 7 6 号  
令 和 3 年 7 月 7 日

全国営繕主管課長会議 構成員 様

国土交通省大臣官房官庁営繕部  
計 画 課 長  
( 公 印 省 略 )

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）について

平素より官庁営繕行政の推進にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

今般、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成 29 年 1 月 20 日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、新・担い手 3 法の施行及びこれを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことや、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書を改定しましたので、別添の通り送付致します。

解説書（第三版）では、答申において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」についての解説、運用事例、参考資料等を掲載しておりますので、各構成員の皆様におかれましては、引き続き、必要に応じてこの解説書を適宜参考にして頂くとともに、企画・予算措置を行う部局、その他の関係する部局にも情報共有等して頂きますようお願い致します。

また、都道府県におかれましては、誠に恐縮ではございますが、貴都道府県内の市区町村に対しても本解説書を送付頂きますようお願い致します。

(お問い合わせ先)  
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課  
03-5253-8111 (内線 23223, 23226)